

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎ふぐ取扱い条例施行規則の一部を改正する規則	1

規 則

ふぐ取扱い条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第20号

ふぐ取扱い条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 ふぐ取扱い条例施行規則（昭和36年高知県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規定によって」を「規定により」に、「ふぐ処理師受験願書にあっては1通」とし、そのを「ふぐ処理師試験受験願書にあっては、正本1通）を提出者の」に、「営業する場所」を「営業をする場所」に、「経由しなければ」を「経由して提出しなければ」に改める。

第3条第1号中「規定による合格証書」を「ふぐ処理師試験合格証書」に、「ふぐ処理」を「ふぐの処理」に改め、同条第2号中「から第3号まで」を「に掲げる者」に改める。

第4条中「規定による」を削り、「のとおりとする」を「によるものとする」に改める。

第5条中「ふぐ処理師は」を「免許証の交付を受けた者は」に、「亡失したときは」を「亡失したときは、条例第4条第2項の規定に基づき」に、「知事に」を「知事に免許証の再交付を」に、「この場合において、免許証が損傷したときにおける申請には」を「ただし、免許証を損傷した場合にあっては」に、「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。

第6条中「ふぐ処理師は」を「免許証の交付を受けた者は」に、「変更したときは」を「変更したときは、条例第4条第2項の規定に基づき」に、「添付して」を「添えて、」に、「知事に」を「知事に免許証の書換え交付を」に改める。

第6条の2の見出し中「交付」を「交付手続」に改め、同条中「又は」を「又は営業をする場所の」に改める。

第7条第1項中「該当するに至ったときは」を「該当したときは」に改め、同項第1号中「第6条」を「第6条第1項から

第3項まで」に改め、同項第2号中「失った」を「亡失した」に改め、同条第2項中「失そう」を「失踪」に、「、死亡し」を「、当該ふぐ処理師が死亡し」に、「を添えて」を「及び死亡し、又は失踪の宣告を受けたことが記載された戸籍抄本を添えて、」に改める。

第10条中「、次に掲げる書類」を「写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身が無背景で撮影した名刺型のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚」に改め、同条各号を削る。

第11条中「当該試験」を「試験」に、「、試験」を「、当該試験」に改める。

第12条中「合格証書」を「ふぐ処理師試験合格証書」に改める。

第13条の見出しを「（身分を示す証票）」に改め、同条中「のとおりとする」を「によるものとする」に改める。

第14条の見出し中「報告」を「報告等の手続」に改め、同条中「報告」を「報告（同条第3項において準用する同条第2項の規定によるふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更の報告を含む。）」に、「よるものとし、当該異動」を「よるふぐ処理師異動等報告書を当該異動又は変更」に、「提出しなければ」を「提出してしなければ」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師免許申請書

ふぐ取扱い条例第3条の規定によりふぐ処理師の免許を受けたいので、ふぐ取扱い条例施行規則第3条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

本籍地	
現住所	
氏名	
生年月日	
営業所又は就業所の場所及び屋号	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 ふぐ取扱い条例施行規則第12条のふぐ処理師試験合格証書の写し又は他の都道府県においてふぐの処理に関する免許を受けたことを証する書類
- 2 ふぐ取扱い条例第5条第1号に掲げる者に該当することの有無を記載した医師の診断書
- 3 戸籍抄本

第2号様式（第4条関係）

← 36.4センチメートル →

第 号

ふぐ処理師免許証

本籍地の都道府県名
氏名

年 月 日生

ふぐ取扱い条例第3条の規定により、ふぐ処理師の免許を与えます。
よって、同条例第4条第1項の規定により、この免許証を交付します。

年 月 日

高知県知事



↑ 25.7センチメートル ↓

第3号様式（第5条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師免許証再交付申請書

ふぐ処理師免許証を損傷（亡失）しましたので、ふぐ取扱い条例第4条第2項の規定に基づくふぐ処理師免許証の再交付について、ふぐ取扱い条例施行規則第5条の規定により次のとおり申請します。

本籍地	
氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	
再交付を申請する理由	損傷した ・ 亡失した

- 注 1 「再交付を申請する理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 ふぐ処理師免許証を損傷したときは、その免許証を添えてください。
 3 ふぐ処理師免許証を損傷し、又は亡失したときは、直ちに免許証の再交付を申請してください。

第4号様式（第6条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師免許証書換え交付申請書

本籍地の都道府県（氏名）を変更しましたので、ふぐ取扱い条例第4条第2項の規定に基づくふぐ処理師免許証の書換え交付について、ふぐ取扱い条例施行規則第6条の規定により次のとおり申請します。

旧本籍地	
新本籍地	
旧氏名	
新氏名	
生年月日	
免許証番号及び免許年月日	

- 注 1 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) ふぐ処理師免許証
 (2) 戸籍抄本
 2 本籍地の都道府県又は氏名を変更した日から30日以内に免許証の書換え交付を申請してください。

第5号様式（第10条関係）

高知県収入証紙貼り付け箇所



年 月 日

高知県知事 様

申込者 本籍地
住所
氏名

年 月 日生

電話番号

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日に実施されるふぐ処理師試験を受験したいので、ふぐ取扱い条例施行規則第10条の規定により申し込みます。

注 写真（申込み前3月以内に、無帽で正面向きの上半身が無背景で撮影した名刺型のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚を添えてください。

第6号様式（第12条関係）

第 号

ふぐ処理師試験合格証書

本籍地の都道府県名
氏名

年 月 日生

年 月 日実施のふぐ処理師試験に合格したことを証明します。

年 月 日

高知県知事



第7号様式 (第13条関係)

← 12センチメートル →

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">ふぐ処理検査員証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行 (発行日から1年間有効)</p>	<p>写真貼り付け箇所</p>
--	-----------------

↑ 8センチメートル ↓

(裏面)

この証票を携帯する者は、ふぐ取扱い条例第14条第1項の規定による立入検査をする職権を有する者です。

ふぐ取扱い条例 (抜粋)

(立入検査)

第14条 知事は、ふぐによる食中毒の事故発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、ふぐを処理し、又は加工する場所等に立ち入り、ふぐの処理の状況等を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第17条 略

2 第14条第1項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第8号様式 (第14条関係)

年 月 日

高知県知事 様

営業者 住所
氏名
電話番号

ふぐ処理師異動等報告書

ふぐ処理師に異動（ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所に変更）がありましたので、ふぐ取扱い条例第15条第2項（第15条第3項において準用する同条第2項）の規定により下記のとおり報告します。

記

1 ふぐ処理師の異動の場合

ふぐ処理師氏名	ふぐ処理師免許証番号 及び免許年月日	雇用又は解雇の別	異動年月日

2 ふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更の場合

ふぐ処理師氏名	変更前及び変更後の営業をする場所	変更年月日

注 ふぐ処理師の異動又はふぐ処理師の免許を受けた営業者の営業をする場所の変更があった日から20日以内に報告してください。

第2条 ふぐ取扱い条例施行規則の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高知県ふぐ取扱条例施行規則

第1条中「ふぐ取扱い条例」を「高知県ふぐ取扱条例」に改める。

別記第1号様式中「ふぐ取扱い条例第3条」を「高知県ふぐ取扱条例第3条」に、「ふぐ取扱い条例施行規則」を「高知県ふぐ取扱条例施行規則」に、「ふぐ取扱い条例第5条第1号」を「高知県ふぐ取扱条例第5条第1号」に改める。

別記第2号様式中「ふぐ取扱い条例」を「高知県ふぐ取扱条例」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「ふぐ取扱い条例第4条第2項」を「高知県ふぐ取扱条例第4条第2項」に、「ふぐ取扱い条例施行規則」を「高知県ふぐ取扱条例施行規則」に改める。

別記第5号様式中「ふぐ取扱い条例施行規則」を「高知県ふぐ取扱条例施行規則」に改める。

別記第7号様式裏面中「ふぐ取扱い条例第14条第1項」を「高知県ふぐ取扱条例第14条第1項」に、「**ふぐ取扱い条例**（抜粋）」を「**高知県ふぐ取扱条例**（抜粋）」に改める。

別記第8号様式中「ふぐ取扱い条例」を「高知県ふぐ取扱条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定及び次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は令和3年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正前のふぐ取扱い条例施行規則別記様式は、同条の規定による改正後のふぐ取扱い条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。
- 3 第2条の規定による改正前のふぐ取扱い条例施行規則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県ふぐ取扱条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。